

**改正**

平成27年2月24日訓令甲第3号

平成29年2月14日訓令甲第4号

平成29年9月29日訓令甲第23号

令和2年3月16日訓令甲第5号

美濃市新婚世帯家賃補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、若年層の市内定着を促進し、活力あるまちづくりを図ることを目的として、市内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯に対し、予算の範囲内で家賃の一部を補助することについて、美濃市補助金等交付規則（昭和60年美濃市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 家賃の補助を受けるための受給資格の認定を申請する日（以下「認定申請日」という。）において、婚姻（再婚を含む。）の届出の日から2年以内の夫婦（以下「新婚夫婦」という。）であって、そのいずれかが世帯主である世帯をいう。
- (2) 民間賃貸住宅 補助を受けようとする新婚夫婦のいずれかが、住宅の所有者又は管理者との間で賃貸借契約を締結して自己の居住用に供する住宅をいう。ただし、次の住宅を除く。
  - ア 市営住宅等の公的賃貸住宅
  - イ 社宅、官舎又は寮等の給与住宅
  - ウ 新婚夫婦の親族が所有し、かつ、居住する住宅。ただし、2親等以内の親族にあつては、その者が所有する住宅
- (3) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいう。ただし、共益費及び駐車場使用料等直接住宅の賃借料と認められないものを除く。
- (4) 入居 新婚夫婦のいずれもが民間賃貸住宅に現に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を行っていることをいう。
- (5) 市税 美濃市において課税される市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民

健康保険税をいう。

(補助金の受給資格)

**第3条** 美濃市新婚世帯家賃補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる世帯は、新婚世帯のうち次に掲げる全ての要件を備えている世帯とする。

- (1) 認定申請日において、新婚夫婦のいずれもが満40歳未満であること。
- (2) 美濃市内の民間賃貸住宅に入居していること。
- (3) 家賃月額が4万円以上であること。
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による住宅扶助又は他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 新婚夫婦又は同居者が市税を滞納していないこと。ただし、認定申請日の属する年度の前年度の1月2日以降に美濃市へ転入した者(以下「転入者」という。)にあっては、転入前の住所地において課税される市町村税を含む。
- (6) 家賃を滞納していないこと。
- (7) 新婚夫婦のいずれかが、この要綱又は美濃市新婚世帯家賃補助金交付規則(平成23年美濃市規則第7号。以下「旧新婚世帯家賃補助規則」という。)に基づく補助を受けたことがないこと。

(補助金の額)

**第4条** 補助金の額は、月額1万円とする。

(補助対象期間)

**第5条** 補助金の交付対象期間(以下「補助対象期間」という。)は、第7条第1項の規定により認定を決定した日の属する月から24ヵ月を限度とする。ただし、第12条の規定により受給資格を喪失したときは、受給資格を喪失した月の前月までとする。

(認定の申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、美濃市新婚世帯家賃補助金受給資格認定申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、補助金の受給資格の認定(以下「認定」という。)を市長に申請しなければならない。この場合において、申請者は新婚夫婦のうち賃貸借契約の締結者とする。

- (1) 新婚夫婦及び同居者全員の住民票の写し
- (2) 新婚夫婦の記載のある戸籍抄本又は婚姻届受理証明書
- (3) 住宅賃貸借契約書の写し

- (4) 家賃内訳証明書（別記様式第2号。賃貸借契約書で家賃の内訳が不明確な場合に限る。）
- (5) 新婚夫婦及び同居者全員の市税の納税証明書（転入者にあつては、前住所地の市町村税の納税証明書を含む。）
- (6) 市税の納付状況及び住所の調査同意書（別記様式第3号）
- (7) その他市長が必要と認める書類  
（認定の決定等）

**第7条** 市長は、前条の申請があつたときは、第3条に規定する受給資格の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、認定することを決定したときは、美濃市新婚世帯家賃補助金受給資格認定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は前項の審査の結果、認定しないことを決定したときは、美濃市新婚世帯家賃補助金受給資格不認定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。  
（補助金の交付申請）

**第8条** 前条第1項の規定により認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）が、補助金の交付を受けようとするときは、美濃市新婚世帯家賃補助金交付申請書（別記様式第6号）に家賃領収書の写しその他の家賃を支払ったことを証明できる書類を添えて市長に申請するものとする。

- 2 前項の申請は、原則年1回とし、4月から翌年3月までの家賃に係る補助金について、翌年3月1日から同月末までの間に行うものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めたときはこの限りでない。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、補助金の交付が補助対象期間の最後の年度にあたる場合又は第12条の規定により受給資格を喪失した場合等で、年度の途中で補助対象期間が終了する場合にあつては、補助対象期間の最後の月の1日から同月末までの間に申請するものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めたときはこの限りでない。  
（補助金の交付決定等）

**第9条** 市長は、受給資格者から前条第1項の申請があつたときは、当該申請の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付することに決定（以下「交付決定」という。）したときは、美濃市新婚世帯家賃補助金交付決定通知書（別記様式第7号）により受給資格者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことに決定したときは、美濃市新婚世帯家賃補助金不交付決定通知書（別記様式第8号）により受給資格者に通知するものとする。
- 3 市長は、受給資格者が前条第1項に規定する補助金を申請する日において次の各号のいずれか

に該当したときは、補助金を交付しないものと決定し、併せて第15条第1項の規定により補助対象期間のうち補助金が交付されていない期間の認定を取り消すものとする。

- (1) 新婚夫婦又は同居者が市税を滞納しているとき。
- (2) 家賃を滞納しているとき。

(補助金の交付)

**第10条** 受給資格者は、前条第1項の通知書を受領した後、速やかに美濃市新婚世帯家賃補助金請求書（別記様式第9号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書に基づき、受給資格者に対し補助金を交付するものとする。

(補助の継続)

**第11条** 受給資格者の世帯が市内の他の民間賃貸住宅に転居し、引き続き第3条（第1号及び第7号を除く。）に規定する要件を満たす場合は、継続して補助を受けることができる。

(受給資格の喪失及び届出)

**第12条** 受給資格者の世帯が、次の各号のいずれかに該当したときは、第1号から第4号までについては当該事由の発生した日の翌日の属する月から、第5号及び第6号については当該事由の対象となった月から、補助金の受給資格を喪失するものとする。

- (1) 新婚夫婦が離婚したとき。
- (2) 新婚夫婦のいずれかが転居又は死亡したとき。
- (3) 新婚夫婦が市外の住宅へ転居したとき。
- (4) 新婚夫婦が市内の民間賃貸住宅以外の住宅へ転居したとき。
- (5) 生活保護法の規定による住宅扶助又は他の公的制度による家賃補助金等の交付を受けたとき。
- (6) 家賃月額が4万円未満となったとき。

(報告義務)

**第13条** 受給資格者は、第11条の規定により継続して補助を受けるときは、美濃市新婚世帯家賃補助金住宅異動届出書（別記様式第10号）に第6条第1項各号に掲げる書類（第2号、第5号及び第6号に掲げる書類を除く。）を添えて、市長に速やかに届け出なければならない。

2 受給資格者は、前条各号に定める事由に該当したときは、美濃市新婚世帯補助金受給資格喪失届出書（別記様式第11号）により市長に速やかに届け出なければならない。

3 受給資格者は、この要綱に定める提出書類の記載内容に変更等が生じたときは、美濃市新婚世帯家賃補助金変更届出書（別記様式第12号）に当該変更等を証する書類を添えて、市長に速やか

に届け出なければならない。

(認定の変更)

**第14条** 市長は、前条の届出により第7条第1項の規定により認定した内容を変更する必要があるときは、速やかに当該認定を変更し、その内容を美濃市新婚世帯家賃補助金受給資格変更認定通知書(別記様式第13号)により受給者に通知するものとする。

(認定又は交付決定の取消し)

**第15条** 市長は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定又は交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、認定、交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第9条第3項各号のいずれかに該当したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定又は交付決定を取り消したときは、美濃市新婚世帯家賃補助金受給資格認定取消通知書(別記様式第14号)又は美濃市新婚世帯家賃補助金交付決定取消通知書(別記様式第15号)により受給資格者に通知するものとする。

(補助金の返還)

**第16条** 市長は、前条の規定により認定又は交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金を返還させるときは、美濃市新婚世帯補助金返還通知書(別記様式第16号)により受給資格者へ通知するものとする。

(委任)

**第17条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前に旧新婚世帯家賃補助規則に基づき初年度の交付決定を受けた世帯については、旧新婚世帯家賃補助規則附則第2項のただし書きの規定にかかわらず、旧新婚世帯家賃補助規則第7条の規定により交付決定をした世帯代表者を、第7条の規定による認定を受けた受給資格者とみなして、この要綱の規定を適用する。この場合において、受給資格者とみなされる世帯代表者は、平成25年4月1日以降速やかに、旧新婚世帯家賃補助規則第5条に規定する家賃補助の期間について、第6条の規定による認定申請書に同条第6号に掲げる書類を添付して市

長に認定を申請するものとし、市長は、第7条の規定による認定を決定し、世帯代表者に通知するものとする。

- 3 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和4年3月31日以前に認定された受給資格者への補助金交付手続の運用については、なおその効力を有する。

附 則（平成27年2月24日訓令甲第3号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年2月14日訓令甲第4号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月29日訓令甲第23号）

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日訓令甲第5号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

別記様式第2号（第6条関係）

別記様式第3号（第6条関係）

別記様式第4号（第7条関係）

別記様式第5号（第7条関係）

別記様式第6号（第8条関係）

別記様式第7号（第9条関係）

別記様式第8号（第9条関係）

別記様式第9号（第10条関係）

別記様式第10号（第13条関係）

別記様式第11号（第13条関係）

別記様式第12号（第13条関係）

別記様式第13号（第14条関係）

別記様式第14号（第15条関係）

別記様式第15号（第15条関係）

別記様式第16号（第16条関係）